

・地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については「消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」旨、地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員の人件費を除く。)に充てるものとする。

(歳入) 地方消費税交付金 487,916千円
 内 地方消費税交付金(社会保障財源化分) (287,878 千円)

(歳出) 【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名		経費	財 源 内 訳					
			特 定 財 源			一 般 財 源		
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	社会保障財源化分の 地方消費税交付金	そ の 他	
社会福祉	1	社会福祉事業	194,343	3,442	32,500	0	21,678	136,723
	2	高齢者福祉事業	124,360	3,376	0	53,131	8,900	58,953
	3	障害者福祉事業	1,423,788	1,051,098	0	643	49,100	322,947
	4	児童福祉事業	1,531,356	1,097,912	7,500	48,358	49,800	327,786
	5	包括支援事業	106,607	0	0	87,696	2,400	16,511
	6	重度心身障害者等医療給付事業	69,365	24,849	0	11,363	4,300	28,853
	7	ひとり親家庭等医療費支給事業	33,786	18,761	0	633	1,800	12,592
	8	子ども医療支給事業	75,789	26,911	0	18,989	3,900	25,989
社会保険	9	国民健康保険特別会計(繰出金)	290,331	139,068	0	102	19,900	131,261
	10	後期高齢者医療特別会計(繰出金)	444,448	72,846	0	0	49,000	322,602
	11	介護保険広域連合(繰出金)	425,974	96	0	0	56,200	369,678
保健衛生	12	保健衛生事業	377,153	0	223,400	53,914	13,100	86,739
	13	疾病予防事業	197,663	139,246	0	19,856	5,000	33,561
	14	母子保健事業	67,616	15,554	0	30,660	2,800	18,602
合計		5,362,579	2,593,159	263,400	325,345	287,878	1,892,797	